

貸切バス・高速バス運転者の1日の最大拘束時間は16時間、
 運転時間は2日平均で1日9時間、連続運転時間は最大4時間です（厚生労働省管轄）

1. 労働時間等の考え方（1日は始業時刻からの24時間をいいます）

1日24時間	休息期間（勤務と次の勤務の間の睡眠時間、食事時間、出張先での宿泊時間等生活時間で、全く自由な時間）		
	拘束時間 （始業から終業まで）	労働時間 （時間外・休日労働時間を含む）	作業時間（運転・整備等）
		休憩時間（仮眠時間を含む）	手待ち時間（客待ち等）

2. 拘束時間の限度（1日とは始業時刻からの24時間、4週間とは起算週から4週間ごとに区切って計算します）

拘束時間の限度	原則	1日	1日の拘束時間は13時間まで（休息期間は11時間）
		1週間	4週を平均した1週間当たりの拘束時間は65時間（1日13時間、週5日勤務に相当）
	労使協定により	1日	1日の拘束時間は16時間まで ただし、15時間を超える回数は1週間に2回まで、休息期間は、継続8時間以上必要です
		1週間	52週間の内16週間までは、4週を平均した1週間当たりの拘束時間を71.5時間まで （年に16週間までは、4週間に286時間まで、36週間までは4週間に260時間まで）

注：前日の始業時刻が8:00で、当日の始業時刻が6:00の場合は、当日の6:00~8:00の2時間は、前日始業からの24時間以内で、かつ当日の勤務に重なるため、前日、当日それぞれの拘束時間に加えられます

3. 休息期間の特例

休息期間分割の特例	業務の必要上、継続した8時間以上の休息期間が困難な場合	全勤務回数の1/2を限度として休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に与えることができます ただし、1日において1回あたり継続4時間以上、合計10時間以上であることが必要です
2人乗務の特例	運転者が2人以上乗務し、車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合	1日の拘束時間を20時間まで延長でき、休息期間を4時間まで短縮できます
隔日勤務の特例	2暦日の拘束時間は21時間を超えないこと 仮眠施設等において夜間に4時間以上の仮眠時間を与えるとき	この2暦日における拘束時間を24時間まで延長できます。ただし、2週間における総拘束時間は126時間までです
フェリーに乗船する場合の特例	乗船時間の内2時間（2時間未満の時はその時間）は拘束時間、その他の時間は休息期間、この休息期間とされた時間は、必要とされた休息期間（原則8時間）から減じることができます	

4. 休日は、「休息期間+24時間の連続した時間」をいいます

休息期間は原則として8時間なので、実際には「8時間+24時間=32時間」以上の連続した時間となります
 なお、休日が2日続く時は、2日目は、連続24時間以上あれば休日となります

5. 運転時間の限度

1日の限度	1日の運転時間は2日（始業から48時間）平均で9時間です（前後どちらか一方の2日間で可）
1週間当たりの限度	4週を平均した1週間当たりの運転時間は、原則として40時間 労使協定により、52週間の内16週間までは、52週間の運転時間が2,080時間を超えない範囲内で、4週を平均した運転時間を44時間まで延長することができます
連続運転時間の限度	4時間以内、または4時間経過直後に運転を中断して30分以上の休憩が必要 ただし、少なくとも休憩時間を10分以上としたうえで、分割することができます

6. 貸切バス交代運転者の主な配置基準（ワンマン運転の上限）（国土交通省管轄）

	昼間	夜間
	① 拘束時間は16時間まで ② 運転時間が2日を平均して1日9時間まで ③ 連続運転時間が4時間まで	
運転時間	1運行9時間まで （週2回まで1運行10時間まで、ただし2日平均で9時間まで）	1運行9時間まで
実車距離	1運行500Kmまで （途中休憩1時間（20分以上の分割可）以上の時600Kmまで）	1運行400Kmまで （運行前11時間以上の休息等の時500Kmまで）
連続運転時間	高速道路の実車運行区間で概ね2時間まで	実車運行区間で概ね2時間まで
休憩時間	運転時間4時間毎に合計30分以上 （500km超は、合計1時間以上）	実車運転概ね2時間毎に連続15分以上 （400Km超は、連続20分以上）

1日の運転時間は1運行9時間まで（週2回まで1運行10時間まで、ただし2日平均で9時間まで、夜間ワンマン運転を除く）
 実車距離は、2つ以上の運行（間に1時間以上の休憩）の場合は600Kmまで